

地域再生計画（地方創生汚水処理整備推進交付金）事後評価調査

都道府県名	岡山県	事業実施主体	井原市	地域再生計画名	井原市「キラリ輝く自然豊かな清流のまちづくり計画」
計画期間	令和2～令和6年度	評価責任者	井原市長 大舌 勲		

①地域再生計画に記載した 数値目標の実現状況	地域再生計画の目標		基準値		中間目標値			最終目標値		事後評価	達成状況		最終目標値の実現状況に関する評価			
			基準年度		年度	中間実績		基準年度	最終実績							
	目標 1	汚水処理人口普及率	74.4%	H30	78.4%	R4	77.7%	80.4%	R6		80.0%	△			指標 総数	達成 数
	目標 2	市人口減少の抑制	40,399人	H30	37,627人	R4	37,835人	36,519人	R6		36,390人	△			3	0
	目標 3	ぶどうの栽培面積の拡大	72.7ha	H30	84.5ha	R4	99.0ha	87.5ha	R6	72.0ha	△			栽培面積は増加してきているところであるが、最終年度に改めて全体面積の集計を行ったところ基準年度の面積が誤って過大となっていたことが判明した。修正後の面積では目標を達成できなかった。指標数値が誤っており不適切な指標であった。		
②事業の実施状況に関する客 観的な指標（KPI）の実現状 況	重要業績評価指標（KPI）		基準値		中間目標値			最終目標値		事後評価	達成状況					
	指標 1	汚水処理人口普及率	74.40%	H30	78.4%	R4	77.7%	80.4%	R6		80.0%	-				
	指標 2	市人口減少の抑制	40,399人	H30	37,627人	R4	37,835人	36,519人	R6		36,390人	-				
	指標 3	ぶどうの栽培面積の拡大	72.7ha	H30	84.5ha	R4	99.0ha	87.5a	R6		72.0a	-				
③事業の進捗状況	事業名		整備量（その他の事業では取組内容）			事業の進捗状況に関する評価										
			計画	中間年度 (R4)	最終実績											
	地域再生計画に記載がある 特別の措置を適用して 行う事業	公共下水道 （井原処理区・芳井処理区）	16,000m	6,846m	9,283m	今回の整備により汚水処理人口普及率の増加、公共水域の水質改善及び生活環境の改善につながったと考えている。整備量については、工事箇所が集中してきたことから生活道の確保が困難となり計画に遅れが生じていることから、引き続き整備を行っていく必要がある。										
		浄化槽（個人設置型）	295基	77基	126基	今回の整備により汚水処理人口普及率の増加、公共水域の水質改善及び生活環境の改善につながったと考えている。整備量については、新型コロナウイルス感染症の発生や物価高騰の影響により伸び悩んでおり、今後も整備推進に努めていく必要がある。										
	その他の事業	地産地消とブランド化の促進	農産物や加工品のブランド化を支援			農業者の所得向上及び生産意欲向上につながっているが未だ十分ではないため、さらに農業振興によるまちづくりを活性化させるため取組を強化していきたい。										
		住宅リフォーム補助	住宅リフォーム実施者に対する補助			移住定住の促進につながり、市人口減少の抑制を図ることができた。										
		いばぐらし住宅新築補助	住宅新築実施者に対する補助			移住定住の促進につながり、市人口減少の抑制を図ることができた。										
		四季が丘団地分譲事業・さくら団地分譲事業	団地分譲の実施			移住定住の促進につながり、市人口減少の抑制を図ることができた。										
		スマイルプラス補助金	若者世帯・子育て世帯・移住世帯に対する補助			移住定住の促進につながり、市人口減少の抑制を図ることができた。人口構造の若返りを図るため、若い世代の移住定住及びUターンを促進する取り組みを強化していきたい。										
	計画外で独自に実施した 事業															
④評価方法		井原市事業評価委員会を開催し、最終目標値の実現状況に関する評価・検討等を行った。														
⑤事後評価の公表方法		井原市下水道課のホームページに掲載														
⑥計画全体の総合評価		本地域再生計画では、汚水処理施設整備推進交付金を活用した公共下水道と個人設置型浄化槽の整備を一体的に実施したことによって汚水処理未普及地域の解消を進めることができた。これによって、目標数値には届かなかったが、汚水処理人口普及率の向上や市人口減少の抑制といった効果を概ね発現できたと考えている。														
⑦今後の方針等		引き続き汚水処理未普及解消に取り組み、水質保全及び生活環境の改善を図ることによって持続可能なまちづくりを目指すため、令和7年度～令和11年度までの新規地域再生計画を作成し、公共下水道及び個人設置型浄化槽の整備を実施する。公共下水道においては、整備の効果等を検討し事業量を見直した上で実施する。個人設置型浄化槽についても計画に対して整備量が遅れているため、住民への普及啓発等の強化を図ることとする。														